

## 南知多町訪問介護業務従事者人材確保等補助金交付要綱

(通則)

第1条 南知多町訪問介護業務従事者人材確保等補助金(以下「補助金」という。)は、南知多町内に所在する訪問介護事業所の訪問介護業務従事者確保のため又は介護業務従事者の資質向上のため、南知多町内に所在する介護サービス事業所に所属する介護業務従事者(当該事業所で介護業務に従事する目的で登録された者を含む)が介護職員初任者研修等を受講するために要する経費に対し、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、南知多町補助金等交付規則(昭和50年南知多町規則第1号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の対象、補助額及び実施要件)

第2条 前条に規定する事業は別表1に掲げる事業(以下「補助事業」という。)とし、この実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として町長が認める経費(以下「対象経費」という。)について補助金を交付する。

2 補助対象事業者、対象経費及び補助額は別表1のとおりとする。

3 補助事業を実施する場合、別表2に定める要件を満たさなければならないものとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付の申請をしようとする事業者(以下「申請者」という。)は、補助事業の目的及び内容、事業に要する経費その他必要な事項を記載した補助金交付申請書(様式第1号)に、その他必要と認める書類を添え、町長に提出しなければならない。

(補助金の決定及び通知)

第4条 町長は、申請書を受領したときは、その内容を審査し適当と認めたときは、

補助金の交付決定をするものとする。

2 この場合において、町長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

3 町長は、補助金の交付決定をしたときは、速やかに補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者へ通知するものとする。

（補助事業の変更等）

第5条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、次項に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

(1) 事業計画等を変更しようとするとき

(2) 補助申請額を変更しようとするとき

2 前項による変更申請をしようとするときは、速やかに補助金交付変更申請書（様式第3号）を町長に提出し、承認を受けなければならない。

（補助金の変更交付決定及び通知）

第6条 町長は、変更申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により、申請者へ通知するものとする。

（実績報告）

第7条 補助事業実施者は、補助事業が完了したときは、完了の日から30日以内に補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書（様式第5号）にその他必要と認める書類を添え、町長に提出しなければならない。

（補助金の交付時期）

第8条 町長は、補助金の交付を請求されたときは、請求の日から起算して30日以内に補助金の全部を交付するものとする。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表 1

補助対象事業者	対象経費	補助額
南知多町内に所在する介護サービス事業所	事業所に所属する介護業務従事者（当該事業所で介護業務に従事する目的で登録された者を含む）が介護職員初任者研修又は生活援助従事者研修を受講するための受講料	受講者一人当たり 70,000円以内の額で、受講料から事業所負担分（1万円以上の額）等を控除した額 ※この補助事業以外の助成等がある場合は当該助成等の額を控除するものとする

別表 2

補助事業実施の要件
<p>(1) 補助事業実施者は、町に補助申請の上、研修受講料を全額負担して受講者に研修を受講させ、研修修了後、実績報告書を町に提出するものとする。</p> <p>(2) 補助対象受講者は、介護職員初任者研修を未修了の者で、かつ同等以上の資格を有していないこと。</p> <p>(3) 補助事業実施者は、1人当たり受講料のうち1万円以上の額を負担するものとする。</p> <p>(4) 研修受講料について受講者の自己負担は無料としなければならない。</p> <p>(5) 補助事業実施者は、補助対象受講者が南知多町内に所在する介護サービス事業所で研修修了後1年間以上の就業期間（当該事業所で介護業務に従事する目的での登録を含む）を予定していることがわかる書類を実績報告書に添付しなければならない。</p>